

アメリカ高等教育のユニバーサル化の過程 ——軍人教育プログラムを中心に

林 雅代

はじめに

本稿は、アメリカ高等教育のユニバーサル化過程について、連邦政府と軍との関係に焦点を当てて検討するものである。

これまでの研究において、高等教育をめぐる連邦政府と軍との関係については、さまざまな研究関心から検討がなされてきた。その中心的なものは成人教育史であり、Berry (1974) や Houle ほか (1947) が挙げられる。また、高等教育の制度化・標準化に関する研究 (Gruber 1975、Hawkins 1992 など) や、特にアクレディテーション (認証評価) に関する研究 (Seldon 1960、Orlands 1975、新堀 1977、金子 1984 前田 2003 など)、あるいは連邦政府の大学生支援政策史 (犬塚 2006) などでも、第一次世界大戦および第二次世界大戦の時期の、軍を中心とした高等教育機関と連邦政府との関わりが言及されている。このほか、近年の高等教育の国際化に関する分析の中で、その先駆的な事例として、海外の基地に駐留する軍人の教育拠点として開始されたアメリカの高等教育機関の海外分校が取り上げられる場合などもある (山田 2014 など)。

本稿では、こうした先行研究の知見に学びつつ、特に成人教育の発展を通じた高等教育の拡大という観点から、連邦政府と軍との関係によって展開した軍人のための教育プログラムをとらえて、その展開過程を整理することを目的とする。先述したように、先行研究では、高等教育における軍人教育プログラムはそれぞれの研究関心から言及されているが、それゆえに、軍人教育プログラムの特定の側面のみ焦点が当てられることが多い。つまり、成人教育史においては余暇活動 (off-duty) のプログラムに、一方、高等教育の制度化といった連邦政府の政策と密接に関わる部分についての研究では、軍務上 (on-duty) のプログラムに焦点が当てられており、両方の側面を総合する視点が欠けている。このことによって、成人教育の発展と高等教育の制度化や標準化がどのような相互作用を持っていたのかという観点から、軍人教育プログラムを取り上げるには至っていないと思われるのである。

今日、少子化の進展する中、ユニバーサル段階に達した日本の高等教育にあっては、成人教

育の発展が重要な課題の一つといえ、すでにユニバーサル段階に達して久しいアメリカの高等教育史に学ぶ点は多いと思われる。また、教育の国際化も、同様に重要な課題である。その先駆的事例であるアメリカ軍人教育の拠点は、アメリカ国内の高等教育機関の海外分校という形態のみならず、現地の高等教育機関を活用した形態もあった。在日米軍に関しては、上智大学国際部や南山大学インターナショナル・ディヴィジョンが、それに当たる（林 2010、2011、2013）。南山大学インターナショナル・ディヴィジョンの後継組織は現存しないが、上智大学の場合は現在の国際教養学部が該当しており、日本の高等教育における国際化を主導する教育組織の一つとなっている。このように、アメリカの高等教育における軍人教育の展開過程を分析することには、今日的な意義があると考えられる。

トロウの高等教育の発展段階モデルを喜多村（2000）が図式化したところによれば、マス型からユニバーサル・アクセス型への移行段階では、高等教育システムの主要な施設は、「高等教育機関と、誰でもいつでも学べる生涯教育機関（非大学機関）との組み合わせ」とされており、その一つに「軍隊」が挙げられている（267ページ）。本稿では、まず、ユニバーサル・アクセス型の高等教育に関するトロウの議論を検討したのち、第一次世界大戦期の軍人教育プログラムについて分析する。そして、第二次大戦期に至る過程でのそのさらなる展開を検討することにより、軍人教育の受託を通じた高等教育機関と軍との連携が、高等教育のユニバーサル化とどのように関わっていたかについて考察する。

1 アメリカの高等教育の理念と高等教育における軍事教育

本節では、ユニバーサル・アクセス型の高等教育について論じたトロウ（2000）の議論を検討し、その基盤にあるアメリカ高等教育の理念と軍事教育の関わりについて考察する。

トロウによれば、ユニバーサル・アクセス型のアメリカ高等教育は、量的な拡大を遂げるはるか以前、高等教育システム形成段階の1900年ごろにはすでに、その中核的な構造と特徴が備わっていたという。それは、組織の面では、学外者で構成される理事会、強大な権限を持つ総長や管理スタッフ、階層化された教授陣、アカデミックな業績による昇進、教員の他機関への移動を可能にする条件であり、カリキュラムの面では、自由選択制、モジュール・コース、単位の累積加算制、転学制度である。

その後、アメリカ高等教育では量的拡大が進行していった。その基盤には、誰もが可能な限り正規の教育を受けるべきだとする社会的な合意が広く存在していたという。この価値観は、アメリカ高等教育の全般的な風潮や、社会に対するサービスや実用的教育を重視する傾向を生み出した。

一般市民に広く高等教育の機会を開くというアメリカ高等教育の理念は、実践に役立つ専門知識の教育、および一般市民に対する公開講座の提供に体现されている。これらは、1862年に制定された「国有地交付法」（以下、1862年モリル法）であり、大学が社会に対してサービ

スを積極的に提供するという「 Wisconsin・アイデア」に明確化されている。こうした理念は、例えば公共政策大学院のように、社会に対して専門知識や技術を提供するというサービスと、大学開放講座のように通俗的で過度に専門化されていない講義によって、高等教育を一般市民にアクセス可能なものとするサービスを、高等教育がコミュニティに提供する流れをもたらした。

アメリカの大学開放の特徴は、州立大学が中心となって、「どんな人にもどんな科目でも」（トロウ、102ページ）提供するという点である。その契機となったのは、1862年モリル法であったのだが、この法律には、州立大学での軍事教育の導入についての規定があった。次に、この規定と、上述したアメリカ高等教育の理念との関係について検討したい。

1862年モリル法は、南北戦争（1861-1865年）中に制定された、各州に農科・工科大学を設置するために連邦の国有地を供与するとした法律である。この法律の第4条には、以下のように、連邦によって国有地を交付された大学では、学生に対して軍事訓練を課することが規定されている。

第4条

公有地または土地証書の売却によって得た資金は、合衆国債権または州および他の安全な証券にかえ、最低5%以上の利息収入を得られるようにして、永久に減額しないように努めなければならない。そして、得られた資金と収益は、科学と古典教育（science and classical studies）を除外することなく、軍事訓練を課し、農学と機械工学（agriculture and mechanic arts）に役立ち、かつ産業労働階層（industrial class）の職業・生活のために教養的・実践的な教育（liberal and practical education）を推進するためのカレッジを、最低各州に1校設立して、それに対して州議会の権限において供与するものとする（邦訳は犬塚2006、72ページを参照。ただし、傍線は筆者による）。

1862年モリル法におけるこの軍事訓練の規定については、南北戦争中の戦時立法としての性格とみなす見解もある（大浦 1965）。しかしながら、この規定は、それだけにはとどまらない意義を持つものであると考えられる。

その理由として、小規模の連邦正規軍に加えて、正規軍には属さない各州の民兵が有事に一時的に動員されるという植民地時代以来の動員システムが、特に対外戦争の増加する18世紀末以降問題視されるようになり、連邦正規軍の拡充の必要性が認識されるようになっていたことが挙げられる（清水 2012）。連邦政府にとって、戦時に直接兵員を動員するための拠点を確保することは急務であり、当時多くの州から要望されていた州立大学の設立を支援することが、それにつながったのである。

とはいえ、その拠点が「州立大学」であったのはなぜだろうか。モリル法における軍事訓練の規定は、士官学校等ではない一般の高等教育機関において、一般市民が軍事教育を受けて非

常時には兵士になるという、植民地時代以来の民兵システムの理念にかなっていた。陸軍士官学校は1802年に創設されていたが、職業軍人を養成する士官学校の入学者の社会階層が次第に限定的になってきたことへの否定的な認識も高まっていたのである。実際、1820年ごろには、民間の士官学校や、ヴァージニア大学等、軍事訓練を学生に課す高等教育機関も複数誕生している (Neiberg 2000)。一般市民への開放性を重んじるアメリカ高等教育の理念は、一般市民にとってアクセス可能な教育機関が、軍事訓練を引き受けるという形態を生み出したといえる。

モリル法は、その後改正を重ねて、軍事訓練を担当する将校の派遣、国有地交付大学以外への対象拡大など、充実が図られていった。1900年までに、陸軍省の支援を受けて軍事訓練を実施する一般高等教育機関は40校を超えた (Neiberg 2000)。

ただし、連邦陸軍省は、一般の高等教育機関での軍事訓練には、必ずしも積極的ではなく、将校の派遣なども滞りがちであった。軍事訓練実施に積極的であったのは、むしろ高等教育機関の側であったと考えられる。特に、国有地交付大学は、大学運営を安定させるため、連邦からの恒常的な資金提供を求めて、アメリカ農業カレッジ試験所協会 (Association of American Agricultural Colleges and Experimental Station, AAACES) を組織し、運動を展開した。その過程で、AAACESは、教育機関への将校派遣などの調整を図る委員会を内部に設けたり、20世紀に入ると学生向けの夏期軍事訓練キャンプを実施したりするなど、一般高等教育機関での軍事訓練実施において重要な役割を担うようになるのである (Williams 1991)。

このように、一般市民に対して実用的な教育を提供する州立大学創設のための連邦の資金提供を規定した1862年モリル法によって、一般の高等教育機関で在學生に対して軍事教育を行うしくみが形成された。一般市民を指向したアメリカの高等教育は、軍事教育についても、これを特権的な教育機関やエリート階級に限定させないという形態を生み出したのである。

2 第一次世界大戦時の体制と軍人教育プログラムの展開

1862年モリル法による、一般の高等教育機関で在學生に対して軍事教育を行うしくみは、1914年に第一次世界大戦が勃発すると、従軍する兵士を一般高等教育機関が学生として受け入れるというものへと変化していくことになる。また、19世紀末の工業化や都市化、移民の増加などを背景に興隆した「革新主義運動」の中で、アメリカナイゼーションの一端を担った宗教団体が、第一次大戦中には従軍中の兵士に対して余暇活動を提供する動きも見られるようになる。ここでは、軍人教育プログラムを、軍務上のプログラムと余暇活動のプログラムとに分け、それぞれどのように展開したかを検討する。

①軍務上の教育プログラム

第一次大戦が勃発すると、アメリカ農業カレッジ試験所協会 (AAACES) が全米州立大学協

会 (National Association of State Universities, NASU) と合同で、必修の軍事訓練を増加させるための協議を行うなど、一般教育機関における軍事訓練の強化を図る動きが起こった。これらの活動などは、やがて「1916年国防法」の成立へと結実していった (Hawkins 1992)。

「1916年国防法」の要点は、以下の2点であった。第一に、連邦正規軍は、陸軍・海軍・海兵隊からなる常備軍と、非常時に召集される予備役兵・州兵によって構成されるものと規定された点である。第二に、予備役兵と州兵の将校部隊を訓練するための予備役将校訓練部隊 (Reserve Officers' Training Corps, ROTC) を、高等教育機関に設置するという規定が設けられた点である。本稿の目的に照らして、第二点について検討しておきたい。

ROTCは、モリル法による軍事訓練を基盤として整備されたものであったが、その発足時に陸軍と契約を結ぶことができたのは、わずか16の教育機関に過ぎなかった (Borden 1989)。しかしながら、第一次大戦終結後の1919年までには135の機関に増加し、さらに1920年の国防法改正を経て、1920年初めまでには131の機関が設置を認められるに至った (Neiberg 2000)。こうして、一般の高等教育機関から輩出される将校の数は、士官学校を大きく上回るようになったのである。

このようなROTCの急速な拡大は、アメリカ参戦に伴い制定された「1917年選抜徴兵法」や、さらには徴兵年齢の21歳から18歳への引き下げに伴う、高等教育機関での軍人教育プログラム実施によってもたらされたものであった。

米軍から高等教育機関に委託された軍人教育プログラムは、以下の2つの種類があった。その一つは、全米陸軍訓練派遣隊 (National Army Training Detachment, NATD) であり、1918年4月に創設された。これは、高等教育機関・技術学校・実業学校に対して、徴兵された男子を委託して、無線電信・大工職・自動車修理・板金業などの訓練を行うものである。受講生は、1日7時間の職業訓練に加えて、派遣将校による3時間の軍事訓練を受けた。訓練期間は2ヶ月であり、技能訓練に加えて、大戦の歴史的背景と交戦国の社会哲学を扱う「戦争目的科目 (War Aims Course)」も提供された。二つ目は、学生陸軍訓練部隊 (Students' Army Training Corps, SATC) であり、1918年10月に創設された。SATCの創設により、1916年国防法によって開始されたROTCは一時中断した。SATCは、区分Aと区分Bから構成され、区分BはNATDが移行したものであり、その内容は同様であった。一方、区分Aは、高等教育機関で実施されるものであり、高度な技術の専門家や将校候補者を養成する目的であった。内容的には、派遣将校による軍事訓練 (週11時間) と、一般教員による必修科目 (軍事法・軍事実践・衛生・測量・地図製作・近代法などと、「戦争問題科目 (War Issue Course)」) および関連科目 (近代言語・数学・物理学・自然科学・経済学・歴史・政治学などのアカデミックな科目を含む) の教育が含まれていた。区分Bの委託機関は、18歳以上の健康な男子学生が100名以上在籍している高等教育機関から選定された (Gruber 1975)。

これらのプログラムやその実施には、高等教育機関の関係者が多く関わった。特に、SATCは、アメリカ参戦以後、学生減に見舞われていた高等教育機関の窮地を救うものであり、教

育関係団体の連合組織として1918年1月に組織されたアメリカ教育協議会（ACE）は、SATC推進のキャンペーンを推進し、各教育機関はSATC専用の入学定員を設けるなどして対応した（Gruber 1975）。

このように、第一次大戦時におけるROTCの創設、また戦時プログラムであるSATCの実施によって、軍隊に所属する兵士が、一般の高等教育機関で学生として、軍事訓練と職業訓練、教養教育を経験するというシステムが確立したのである。

②余暇活動のプログラム

南北戦争後から第一次大戦までの時期には、各地のライシャムでの講演や夏期講習を提供するシャトーカ、夜間コースや通信教育、図書館事業などの大学拡張など、成人のための教育機会が増加した。また、工業化や都市化、移民の増加が進み、さまざまな社会問題が顕在化する中で、革新主義と呼ばれる社会改革運動が生まれた。北部の工業都市に流入する南部からの黒人労働者や東欧・南欧などからの移民の同化を図ろうとする、アメリカナイゼーションがさかんになった。こうした運動の担い手には、プロテスタント系のキリスト教青年会（YMCA）や、カトリック系のコロンバス騎士団（Knights of Columbus）なども含まれていた（スタブルフィールド・キーン 2007）。

第一次大戦中、軍の兵士に対して、余暇活動のプログラムを提供したのは、主にこうした社会改良運動の担い手たちであった。大戦の末期になってようやく、軍は、戦闘に直接関わる訓練以外のサービスも、兵士に対して提供するべきだと考えるようになった。兵士の福祉と士気の高揚を行ったのは、軍の後援を受けた民間の社会事業団体であり、教育特別訓練委員会（Committee on Education and Special Training）を結成してこれに当たった。委員会は、リクレーションクラブやエンターテイメント、運動用具を提供したり、アメリカ図書館協会と協力して図書や雑誌の配付を行ったりした。この委員会は、コロンバス騎士団、ユダヤ福祉委員会、YMCAやYWCAなどの宗教団体とも緩やかに連携していた（Houle et. al. 1947）。

軍は、アメリカナイゼーションを目的としてYMCAが開発してきた英語教育プログラムを、読み書きのできない兵士の教育に採用した。このプログラムには、市民権やアメリカの歴史・地理・行政などについても教えるコースが付け加えられた。さらに、余暇活動や職業訓練なども含むさまざまな活動を行う教育センターが、駐屯地に創設された。イギリスやフランスに駐屯していた兵士たちの間で、こうした活動のニーズが高まったため、軍はフランスのボヌに連合軍遠征軍大学（Allied Expeditionary Forces University）を、またアラリーには農業学校を設立した（Borden 1989）。

軍でのこうした余暇活動プログラムの実施に携わった人々は、戦後、その経験から軍での教育プログラムの継続や、成人教育の普及を推進するようになった。特に、ニュートン・ベーカー陸軍長官（Newton Baker）は、一般の成人教育を積極的に支援するようになった。また、

陸軍の第三書記官補であったフレデリックP.ケッペル (Frederick P. Keppel) は、戦後カーネギー教育振興財団の専務理事として、1926年のアメリカ成人教育協会 (American Association For Adult Education, AAAE) の結成に尽力した (スタブルフィールド・キーン 2007)。

このように、第一次大戦時の軍での兵士に対する余暇活動は、軍が直接運営するというよりも、それ以前から社会事業を担ってきた諸団体の主導により展開された。その成功は、成人教育の可能性を明白にするものであり、戦後の成人教育のさらなる高まりにつながっていったのである。

3 第一次大戦後から第二次大戦期にかけての軍人教育プログラム

このように、第一次大戦時には、高等教育機関が拠点として関与する形で実施された軍務上のプログラムと、民間の社会事業団体が主導して実施された余暇活動のプログラムとが存在した。その後の高等教育におけるさまざまな動きを経て、第二次大戦期にはそれとは違った形の軍人教育プログラムが展開するようになる。その過程を、高等教育の標準化と、軍での余暇活動の位置づけの変化とに分けて検討したい。

①高等教育の標準化

「カレッジ」あるいは「ユニヴァーシティ」と名乗る教育機関が乱立し、問題化していた19世紀末以降、高等教育の標準化の動きがさまざまに起こっていた。第一次大戦中の1918年に発足したACEは、連邦政府との連携における特別な能力を強調することで、標準化の動きにおいても、重要な役割を担うようになった。特に、ACEの組織化に寄与した連邦教育局高等教育部長のサミュエル・ケイペン (Samuel P. Capen) は、1919年から1922年までACEの会長を務め、1923年から1940年の間も、ACEの執行委員であった。また、ケイペンの後任となったのが、マン (Charles Riborg Mann) であった。マンは、第一次大戦中、SATCの計画に携わり、ACE会長に就任した後も軍事教育の拡大を目指して、普通軍事訓練 (universal military training) の導入を推進した人物であった (Hawkins 1992)。

高等教育機関の基準について検討する組織として、大学基準に関する全米会議委員会 (National Conference Committee on Standards, NCCS) がこの問題に取り組んできた。この組織は、全米州立大学協会 (NASU) が1905年に採用した解決策の結果として生まれ、1918年に大学基準を確立する最初の試みを行い、1921年には、ACEとの協同のもと、アクレディテーションの手続きを含む基準を確定させた。続いて、ACE内に設けられた大学基準委員会 (Committee on College Standards, CCS) は、1922年に高等教育機関のアクレディテーションに関する提案を報告した。翌年には、ジュニアカレッジ、師範学校等についての基準案も報告され、1924年に修正された基準が確定した。1923年にNCCSが消滅してしまったため、ACEの基準はNCCS

が示した基準を引き継ぐ形で決定された。ACEが推奨した基準は、1934年まで、アクレディテーションの主要な手続きとなった（Zook and Haggerty 1936）。

こうして確立したアクレディテーションの手続きは、第二次大戦期になると、陸軍や海軍の志願兵を高等教育機関で教育するという軍事教育プログラムの委託機関が選定される際にも活用されるようになった。高等教育機関にとっては、アクレディテーションを受けているかどうか、重大な問題となったのである（林 2012）。

②軍での余暇活動の位置づけの変化

さらに、アクレディテーションは、第二次大戦下の軍の余暇活動プログラム実施においても、重要性を持つようになった。

第一次大戦後のアメリカでは、社会的上昇へのニーズが高まり、専門職のための教育など、高等教育の拡大と多様化が進行した。しかし、1930年代に入ると、大恐慌により、高等教育では退学者が増加し、州政府の教育予算が削減され、財団からの資金援助も激減する中で、高等教育は危機を迎える。そのような中、連邦政府は職業教育への助成、失業対策としての公共投資による公共施設の建設、失業者の臨時雇用、奨学制度などを、大学拡張事業の支援を積極的に展開するようになる（五島 2008）。

高等教育機関は、学士レベルの教育を提供する分校や拡張センターを設置した。また、市民自然保護部隊（Civilian Conservation Corps, CCC）のキャンプや公共事業推進局（Works Progress Administration, WPA）のプログラムの一環として、教育的事業を提供することで、その拡張事業を拡大した（スタブルフィールド・キーン 2007）。

その中で、学習成果に見合った単位認定も検討されるようになった。大恐慌で大学の退学者が増加する中、連邦教育局高等教育長官でのちにACEの会長となるジョージ・ズーク（George F. Zook）は、大学拡張部で取得された単位と正規課程で取得された単位について、アクレディテーションを受けている機関については同等と認めるよう、全米大学拡張協会（National University Extension Assosiation, NUEA）などに働きかけた。大恐慌により、正規課程ではなく大学拡張部を選択する人が増えたため、連邦政府も失業者対策として大学拡張部を支援した（Rohfeld 1990）。

このように、大恐慌期を通じて、高等教育機関の拡張部での教育が重要性を高める中、第二次大戦期の軍での余暇活動にも変化が生じるようになる。

軍は兵士の福祉や士気高揚を、外部の団体に委ねるのではなく、内部に独自の部局を設けるようになった（Houle et. al. 1947）。そして、NUEAとACEの協力の下、1942年には陸軍研修所（Army Institute）の陸軍兵士に対する大規模な通信教育プログラムが実施された。陸軍研修所は、翌年には米軍研修所（United States Armed Forces Institute, USAFI）と名称を変え、陸軍以外にも対象を広げた。USAFIは、大学1、2年生のコースを提供し、USAFIが独自に開発したコー

スを提供するものと、各高等教育機関の協力によって提供するものがあった。前者については、これを高校や大学での単位として認定することが目指され、シカゴ大学のタイラー (Ralph Tyler) によって、コース修了時に合否を判定するための試験 (General Educational Development Test, GED) が開発された。また、USAFI提供のコースについて、テストの成績とコース受講の正式な記録に基づいて、兵士が復員後に大学等に入学した際に単位認定できるよう、その手続きを示したハンドブック (*A Guide to Evaluation Military Service Experience*) が作成された。この手続きのため、1945年、ACEに従軍経験のアクレディテーションに関する委員会 (Commission on Accreditation of Service Experience) が設けられた。

一方、各高等教育機関の協力によって提供されるUSAFIのコースについては、これに協力する大学は、拡張部を持ち、通信教育でアクレディテーションを受けたコースを提供できることが条件とされた。大学の選定の基準としては、NUEAの会員校あるいは1940年に通信教育で100名以上の受講者があり、地区アクレディテーション団体に認可されている、というものであった。

USAFIは、米軍基地を中心に、教育センター (Education Center) と呼ばれる拠点を各地に広げていった。軍の活動地域が広がるにつれて、教育センターも世界中に広がり、1942年にはハワイ、また戦争末期にはロンドン、ローマ、アンカレッジ、プリズベン、マニラ、カイロ、ニューデリー、プエルトリコ、パナマ、ニューカレドニアなどに至った (林 2011年)。

軍と高等教育機関のこのような連携は、第二次大戦後も形を変えて継続した。1944年退役軍人援助法 (Serviceman's Readjustment Act of 1944, GI Bill) の実施により、第二次大戦に参戦し復員した人々に対して教育訓練の恩典が与えられる際に、高等教育機関が重要な役割を果たした。軍、特に1947年に陸軍から独立した空軍は将校の教育水準の向上を図って、高等教育機関への委託や、大学拡張部の公開講座や通信教育を利用した。また、第二次大戦中に開設されたUSAFIでの通信教育も継続された (林 2013)。

なお、GIビルの実施に当たり、退役軍人が学ぶ教育機関として、アクレディテーション団体によるアクレディテーションを受けた教育機関に限定された。授業料等の補助金は、退役軍人管理局 (Veterans' Administration) から退役軍人学生に対してではなく、局から教育機関に支払われるという形を取ったことにより、アクレディテーションを受けることは、教育機関にとって重要な意味を持つことになった (林 2010)。

このように、第一次大戦後、大学拡張部を中心とした成人教育の拡大を経て、第二次大戦時には高等教育機関が軍人教育、それも軍務上のプログラムだけでなく余暇活動のプログラムにおいても、積極的に関与するようになった。そして、こうしたプログラムに関与する上で、高等教育機関がアクレディテーションを受けていることが不可欠になっていったのである。

おわりに

連邦政府が軍人の教育を一般の高等教育機関に委託するというシステムは、職業軍人というエリートを士官学校のような特定の学校のみで養成することへの忌避感や、高等教育を一般市民に開かれた社会サービスと考える、高等教育のユニバーサル化につながるアメリカの文化的風潮を基盤としていたと考えられる。

南北戦争という連邦の危機は、このシステムを確立するための法制度を整備する契機となった。そして、第一次大戦は、高等教育機関が教育の対象とする若者の徴兵という機関存続の危機をもたらし、高等教育機関が兵士を学生として迎え入れる事態を招いた。こうして、高等教育機関が軍人の教育を連邦政府から受託するというシステムが定着することとなった。

さらに、第二次大戦期になると、第一次大戦期には民間の社会事業団体が担っていた余暇活動プログラムについても、高等教育機関が大学拡張部を通じて実施するようになったのである。その活動は、国内外の米軍の駐屯地にもおよび、戦後の海外分校の設立へとつながっていった。これを可能にした条件が、高等教育機関のアクレディテーション（認証評価）であり、個々の兵士が取得した単位（クレジット）の認定（アクレディテーション）の標準化であった。

このように、アメリカ高等教育機関は、兵士のための軍務上の教育プログラムや余暇の教育プログラムを請け負う形で、またその際にはアクレディテーションという高等教育機関の標準化のシステムに支えられて、非伝統的な学生を取り込んでいったのである。

引用文献

- Berry, D. C. 1974. *Higher Education in the United States Army*. Carlton Press.
- Borden, Penn. 1989. *Civilian Indoctrination of the Military: World War I and Future Implications for Military-Industrial Complex*. Greenwood Press.
- 五島敦子『アメリカの大学開放』学術出版会、2008年。
- Gruber, Carol S. 1975. *Mars and Minerva: World War I and the Use of the Higher Learning in America*. Louisiana State University Press.
- 林雅代「アメリカ高等教育におけるアクレディテーションの展開と戦後日本における米兵教育」『アルケイア』第4号、2010年、3-30ページ。
- 「米軍占領・駐留下の日本における米兵教育とアクレディテーション」『アルケイア』第5号、2011年、57-76ページ。
- 「戦時下アメリカのジュニアカレッジにみられるアクレディテーション問題」『アルケイア』第6号、2012年、51-75ページ。
- 「アメリカの高等教育機関による軍人教育と極東プログラムの展開」『アルケイア』第7号、2013年、181-200ページ。
- Hawkins, Hugh. 1992. *Banding Together: The Rise of National Association in American Higher Education, 1887-1950*. The Johns Hopkins University Press.

- Houle et. al. 1947. *The Armed Services and Adult Education*. American Council on Education.
- 犬塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』東信堂、2006年。
- 金子忠史『変革期のアメリカ教育—大学編—』東信堂、1984年。
- 喜多村和之「解説『ユニバーサル化』と何か」トロウ、M. (喜多村和之編著)『高度情報社会の大学』玉川大学出版部、2000年。
- 前田早苗『アメリカの大学基準成立史研究』東信堂、2003年。
- Neiberg, Michael S. 2000. *Making Citizen-Soldiers: ROTC and the Ideology of American Military Service*. Harvard University Press.
- Orlands, Harold. 1975. *Private Accreditation and Public Eligibility*., D. C. Health and Company.
- 大浦猛「モリル法とアメリカの州立大学」『教育学研究』第32巻、第2・3合併号、1965年、101-112ページ。
- Rohfeld, R. W. 1990. *Expanding Access to Knowledge: Continuing Higher Education; NUCEA, 1915-1990*. National University Continuing Education Association.
- Seldon, William K. 1960. *Accreditation: A Struggle over Standards in Higher Education*. Harper & Brothers Publishers.
- ハロルド・W・スタプルフィールド&パトリック・キーン (小池源吾・藤村好美訳)『アメリカ成人教育史』明石書店、2007年。
- 清水隆雄『アメリカン・ソルジャー』志學社、2012年。
- 新堀通也「アクレディテーションとアメリカの高等教育」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』東京大学出版会、1977年、35-75ページ。
- トロウ、M. (喜多村和之編著)『高度情報社会の大学』玉川大学出版部、2000年。
- Williams, Roger L. 1991. *The Origins of Federal Support for Higher Education*. The Pennsylvania State University Press.
- 山田礼子「アメリカのトランスナショナル高等教育と国際化」杉本均編著『トランスナショナル高等教育の国際比較』東信堂、2014年、49-70ページ。
- Zook, George F. and Haggerty, M. E. 1936. *The Evaluation of Higher Institutions I. Principles of Accreditating Higher Institutions*. The University of Chicago Press.

[付記] この研究は、科学研究費補助金基盤研究 (C)「社会人を対象にした教員養成プログラムの開発」(平成26年度-平成28年度 研究代表者: 今津孝次郎 愛知東邦大学教授)による研究成果の一部である。